# ●ぎかいだより

### 課題

- 議会が知らせたいことが伝わるぎ かいだよりの使い方を工夫する必 要がある。
- ・市民と共に学ぶ機会のコンテンツと して活用し、市民を巻き込む。(双 方向のものとなるように)
- ・委員会のページを充実させる必要 がある。
- ・手にとって読んでいただけるよう掲 載内容やあり方を再検証する。
- ・目を引く紙面構成など専門業者の アドバイスを受ける。

### 協議•検討経過

- ・特集記事や用語解説を加える。
- ・見出しなどで分かりやすく議会とし ての広報紙であることを意識して編 集する。
- ・定例会を中心に委員会活動を詳 細・定期的に情報発信する。
- ・常に改善を図ること、議員手作りの ぎかいだよりであることから、業者 委託は継続して検討することとし、 できるところから改善を図る。

### 具体的な取り組み

- ・分かりにくい議会・行政用語は、用 語解説でわかりやすくする。
- ・写真を多用することや使用フォント を変更し読みやすくする。
- ・他市の広報紙を参考に、リニューア ルの方向性を検討。
- QRコードからホームページ等へ誘 引する紙面づくり。
- ・次号 (5月1日発行) から16ページ 立て、フルカラー印刷に変更。

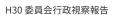
# ●地域別市民意見交換会

#### 課題

- ・開催時期が固定化されている。
- ・参加者や年齢層に偏りがある。
- ・市長の対話集会との差別化が必 要。
- ・いただいた市民意見を議会活動や 市民へのフィードバック方法の検
- ・サイレントマジョリティーといわれ る物言わぬ多数派の声の把握に必 要な手法を検討。

### 協議・検討経過

- ·市民意見交換会(議会報告会)等 において同じ課題を抱える鳥羽市・ 四日市市議会を行政視察し(報告 書はHP参照) 地域横断的なもの から手上げ方式にすること、委員会 が主導して議会報告会を開催する などの知識を得た。
- ・市民意見交換会でいただいたご意 見をもとに検討。





#### 具体的な取り組み

- 議会としてチャンネルを常に開いて おくことや、いつでも意見交換会を できる体制、年に一度は各地域に伺 うことの重要性を再認識した。
- ・11月にいただいた意見を2月1日 発行のぎかいだよりで議会の考え を回答する。所管委員会は年間活 動計画に盛り込み委員会活動に組 み入れる仕組みを確立。
- ・町内会やまち協に対してはいち早く 回答する仕組み作りを検討。

## ●請願・陳情の審議

#### 課題

- ・市民が議会に意見や要望を文書に より市議会議長宛に提出するとい う大切な市民参加の手法であるこ とが、あまり知られていない。
- ・陳情を正副議長のみで受理するた め、その後の委員会での協議が形 骸化する。
- ・全議員には定例会時に陳情受理報 告で周知している。

### 協議•検討経過

- ホームページに加え、ぎかいだより で請願・陳情について周知する。
- ・請願・陳情受理時には、所管する委 員会の正副委員長が立ち会うこと を検討。
- ・請願・陳情本文の写しを全議員に 配付する。

請願・陳情

httn://www.city.takayama.lg.jp/ gikai/1002468/1002470.html



## 具体的な取り組み

- ・平成28年10月から、陳情を受理 する際には所管する常任委員会の 正副委員長が同席しており、陳情の 背景や内容をしっかり把握すること とし、それらを委員会活動に組み入 れて、分野別市民意見交換会の開 催などの対応を検討している。
- ・陳情の写しを全議員に配付するこ ととし、陳情があったことを議会全 体で共有している。

# ●議会運営(一般質問)

### 課題

- ・理事者側が質問事項について十分 な議論等を行うことが必要。
- ・通告時期や一般質問の実施日等の 変更を検討。
- ・反問権が行使されていない。
- ・定例会後、委員会所管にかかる一 般質問について意見交換が必要。

### 市長への申し入れ

- ・質問の真意が答弁者に伝わってい ないことがあるため、質問事項に ついて十分な議論等を行い答弁す るよう求める。
- 議論を深めることができるような 答弁の準備をしていただくため、 通告締め切りから2日(平日)空け て一般質問を行う。
- ・質問における政策提案等に対して 「調査・研究する」等の回答とな る場合においても、今後の取り組 みがより良いものとなるよう、反問 権を行使し議論を深める姿勢を持 つよう求める。

### 具体的な取り組み

- 一般質問への十分な協議時間の確 保を目的に、平成28年12月定例 会より一般質問通告締め切りから 2日(平日)あけて一般質問を行う よう日程を変更。
- ・所管委員会で一般質問の答弁等に ついて意見交換を実施。





